

## 奈良産業保健総合支援センター

〒630-8115 奈良市大宮町1-1-32

奈良交通第3ビル3F

TEL：0742-25-3100

FAX：0742-25-3101

HP <http://www.naras.johas.go.jp>

Eメール [info@naras.johas.go.jp](mailto:info@naras.johas.go.jp)

Vol. 31 2017年 秋号

# かわら版

## 転倒災害について



労働安全コンサルタント 岡部 一郎  
産業保健相談員（労働衛生工学担当）

### 1 はじめに

労働災害発生原因で最も多い事故の型は、「転倒」です。

厚生労働省が公表している平成28年の「業種、事故の型別死傷災害発生状況」によりますと、転倒災害は、全産業で27,152件発生し、全災害の約23%を占め、中でも第三次産業においては、全転倒災害の63.6%に当たる17,269件が発生しています。因みにこの数字は、第三次産業全災害の31.8%を占めるに至っています。

また、第二次産業においても、製造業4,977件（製造業の18%）や建設業1,512件（建設業の10%）と事故の型別発生原因の上位を占めています。

### 2 転倒災害の主な原因

#### a) 転倒の主な原因

転倒災害の主な原因は、「滑り」、「つまずき」、「踏み外し」の3つに分類することができます。

「滑り」…床自体が滑りやすい素材、凍結の状態、床面に水や油が飛散している状態、滑りやすい異物が落ちている状態などによります。

「つまずき」…床の凹凸や段差、床に放置された荷物や商品などによります。

「踏み外し」…大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態での階段の昇降などによります。

加えて加齢により運動機能が低下するため、わずかな滑りやつまずきであっても転倒につながる傾向があり、その結果、膝、腕や手の骨折等の重傷災害に至るケースも多くなっています。



## b) 床面の滑りの検討

転倒は床上での作業（歩行を含む）中に多く発生します。床面に加わる力は垂直と水平ですが、水平の方向に力が働くときに滑やすくなり、また、床上に水や油があると摩擦係数を減少させ、さらに滑りやすくなります。作業（歩行）することにより重心位置が前後左右に動く重心移動が起こり、身体がのめって転倒することになります。

作業床や通路は滑りからくる転倒リスクをできる限り排除した材料、構造としましょう。

## c) 作業靴について

飲食業、食品加工業等、水洗い等することで滑りやすくなっている床や大型冷蔵庫・冷凍庫、保冷トラック等の内部での作業等には滑りにくい靴底が有効です。

一方、滑りにくい床に滑りにくい靴底では、摩擦が強すぎてつまずく危険があります。靴底の耐滑性は、職場の床のすべりやすさの程度に応じたものとする必要があります。

作業靴の底面には滑りにくい素材で、凹凸のある滑り対応安全靴が種々研究開発、販売されています。滑り防止の安全靴は転倒防止に大きな効果が発揮されているようですのでご検討ください。

## d) 床面等の段差

床面等の段差は、高年齢労働者の足の衰えを考慮すると、たとえ1 cm 以下の高さのわずかな段差でもつまずき転倒の原因になっています。

やむを得ない段差は、その部分を照明か色での注意喚起等が有効ですが、それもあまり見慣れてしまうと、効果が減退しますので、たまには色を替える等の対策も必要となります。

さらに、いかに多忙といえども走ることはより転倒の危険を増大します。

## 3 「転倒災害」の背景にある要因

直接的要因の背景にある間接要因についてもしっかり目を向けることは転倒災害についての対策を考える上では避けることはできません。

転倒がつまずき等で起こることから、安衛法違反に問われることは少なく、単なる不注意と見られ、原因究明が曖昧になって再発防止対策も「気を付けよ」的なものになりがちです。

### a) 環境管理、作業管理、健康管理の3管理の問題

表面的には単なる「本人の不注意」による災害と見えても、環境管理面で十分な配慮がなされていたのか、通路・作業床等わずかな段差・へこみ・水分・油分・靴底のすり減り具合、被災者が急いで小走りだった、照明が暗かった、等々の管理（店長等をトップとするマネジメント）的要因の検討は不可欠です。

例えば、転倒により被災したが、長時間過重労働で睡眠時間が極端に少なかったことが分かった場合、単なる「転倒災害」に終わらせてよいのか。安全衛生委員会、その他の各級管理者の会議でしっかりとした検討が必要になります。これらのことが曖昧であってそのままだと根本的な再発防止対策にはならないと思います。

### b) その他の様々な安全衛生活動

職場の災害は、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、腰痛、台車の転倒、脚立の転倒等作業内容に応じ様々に発生しています。

また、安全作業手順書・作業心得の作成と周知等によって、作業者一人ひとりも自分自身のこととして真剣に取り組んでいるのですが、個人まかせでなく組織的な取組みは絶対必要です。

4S 活動、KYT、リスクアセスメントによる改善活動、一声運動、指差し呼称等の、長年の活動の積み重ねとさらなる継続が望まれるところです。

#### 4 おわりに

平成 29 年度は、第 12 次労働災害防止計画の最終年度に当たり、それもあと半年余りですが、有終の美を目指し残り期間も頑張りましょう。

### ストレスチェック実施状況が発表されました！（全国&奈良県）

厚生労働省及び奈良労働局は、労働安全衛生法第 66 条の 10 に基づく「心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）」について、7 月 26 日にそれぞれの実施状況を法施行後初めて発表しましたので、奈良県内の実施状況を全国と対比しながらお知らせします。

#### (1) ストレスチェックの実施率

法的にストレスチェックを実施するよう義務付けられている労働者数 50 人以上の事業場のうち、ストレスチェックを実施した事業場の割合は、奈良県では 84.6%でした。

【全国の実施率は 82.9%】

#### (2) 労働者のストレスチェックの受検率

ストレスチェックを実施した事業場の労働者のうち、ストレスチェックを受けた労働者の割合は、奈良県では 72.0%でした。【全国の受検率は 78.0%】

※ 個々の労働者に対しては、ストレスチェックの受検が義務付けられていませんので、本人が希望しなければ受けないことも可能となっています。

#### (3) 医師による面接指導を受けた労働者の割合

ストレスチェックを受けた労働者のうち、医師による面接指導を受けた労働者の割合は、奈良県では 0.6%でした。【全国でも 0.6%】

※ ストレスチェックの結果、高ストレス者と評価され、面接指導の実施が必要と定められた要件に該当する労働者について、本人から面接指導を希望する申出があれば、事業者は医師による面接指導を実施しなければなりません。

#### (4) 集団分析の実施率

ストレスチェックを実施した事業場のうち、集団分析を実施した事業場の割合は、奈良県では 78.0%でした。【全国の実施率は 78.3%】

※ 集団分析の実施は、法的には努力義務となっています。

厚生労働省と奈良労働局の発表文は、次の Web サイトでご覧いただけます。

厚生労働省 URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000172107.html>

奈良労働局 URL : <http://nara-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 奈良産業保健総合支援センターからのお知らせ

### ■ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」が実施されています。

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図るため、4月を準備期間、5月から9月までを実施期間として「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を新たに実施しています。

### ■ 「平成 29 年度全国労働衛生週間」が実施されます。

全国労働衛生週間は、働く人の健康の確保・増進を図り、快適に働くことができる職場づくりに取り組む週間です。

昭和 25 年に第 1 回が実施されて以来、本年で第 68 回を迎えます。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組んでみましょう。

本週間：平成 29 年 10 月 1 日から 10 月 7 日（準備期間：9 月 1 日から 9 月 30 日）

スローガン：働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場

主唱者：厚生労働省・中央労働災害防止協会

協賛者：建設業労働災害防止協会・陸上貨物運送事業労働災害防止協会

港湾貨物運送事業労働災害防止協会・林業・木材製造業労働災害防止協会

協力者：関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

**実施者：各事業場**

### ■ 「平成 29 年度奈良県産業安全衛生大会」が開催されます。

この大会は、職場において労働災害防止、健康づくり、快適職場づくりなどに日々ご尽力されている県下の安全衛生関係者が年に一度、一堂に会する有意義な機会です。

多くの方がご参加されますようご案内いたします。当センターも出張健康相談窓口（血液サラサラチェック等の測定を含む。）を開設しますので、ぜひお立ち寄りください。

日 時：平成 29 年 10 月 20 日（金）開場 12:00 開会 13:00

会 場：かしはら万葉ホール（橿原市小房町 11 番 5 号）

参加費：無料

### ■ メールマガジンを月 1 回発行しています。産業保健に関する最新ニュースや行政の動き、研修会の開催予定等役立つ情報をお届けしますので、アドレスのご登録をお願いします。

### ■ 当センターのホームページには、「ストレスチェック制度」及び「職場における治療と職業生活の両立」に関する専用ページを開設しています。いずれも、ホームページのトップページの専用バナーからお入りいただけますので、ご活用を待ち申し上げます。

〒630-8115 奈良市大宮町 1 丁目 1 番 3 2 号 奈良交通第 3 ビル 3 階

独立行政法人労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター

電話：0742-25-3100 F A X：0742-25-3101

Eメール：info@naras.johas.go.jp

